

新食糧制度始動下における米産地の諸相

一産地間競争・生産調整をめぐる岩手県下の動向を中心に一

横山 英信

1 はじめに

周知のように、1995年10月31日をもって、1942年の制定以来50年余りにわたってわが国の食糧政策の中心となってきた食糧管理法が廃止され、翌11月1日から新食糧法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」）が施行された。これによって、従来の食糧管理制度（以下「食管制度」と略）に代わって新たな食糧制度（以下「新食糧制度」¹⁾）が開始されることになった。

食管制度では、81年に食管法が改正された後、とくに80年代後半から米の需給に対する国家管理が弱められ、その下で米流通の「自由化」²⁾が進んでいたが、新食糧制度は制度の枠組みそのものを変更することによってこの流れを一挙に進めたものと言える。そして、現在この下で米の生産・流通の諸部面において競争が激化しており、それらは相互に関連しながら米市場を再編しつつある。

この動きは各地の米産地にも様々な影響を及ぼしている。それはまず、激化する産地間競争に対して行政・農協系統などが新たな対応を行っていることに現れている。そこでは、競争の激化が県間競争→地域間競争と競争の基礎単位を小さくする傾向を持つ中で、農協（系統）共販のあり方が大きく問われる状況が生まれている。また一方では、新食糧制度下で生産過剰による生産者手取価格の低下を防ぐためとして、行政や農協系統によって全生産者参加型の生産調整の必要性が強調されているが、流通「自由化」・産地間競争激化の下、この生産調整をめぐる新たな動きが出てきている。

このような米産地における動向を具体的に把握することは、新食糧制度の性格を明らかにし、米産地の今後の方向性を考える上で重要な意味を持つと考えられる。しかしながら、新食糧制度下の米をめぐる動向に関しては、卸・小売段階での流通再編に関する論稿は多々見られるが、産地段階での具体的分析はまだほとんど行われていないのが現状である。

以上を踏まえて、本稿は岩手県を対象として、新食糧制度始動下における米産地の諸動向を分析し、現時点におけるその特徴を明らかにすることを課題とするものである。以下、最初に岩手県稲作の存在構造と、食管制度に関わる動向を焦点に据えて、近年の岩手県下の米をめぐる動向を把握する。その上で、産地間競争への行政・農協系統の対応と生産調整をめぐる状況を中心として、新食糧制度開始後の岩手県下の諸動向を見ていくことにする。

1) 本稿では、新食糧法とその関係諸法令から成る、主要食糧（米・麦）の生産・流通を規定する制度的枠組みとして「新食糧制度」という用語を用いる。

2) ここで流通「自由化」というように括弧をつけているのは、流通に対する規制が緩和されたものの、すべてが解除されたわけではないためである。

2 岩手県稲作の存在構造

(1) 全国・東北における岩手県稲作の位置

最初に全国・東北における岩手県稲作の位置を確認しておこう(表1)。岩手県の水稲作付面積は、1985年産では8万2500haあったが、その後の生産調整強化の中で91年産では7万4000haまで減少、92年産から94年産までは生産調整の緩和によって作付面積が増加するものの、95年産からは生産調整の再強化によって再び減少し、96年産では7万500haとなっている(生産調整については後述)。この間水稲作付面積において岩手県が東北6県に占める割合は14%台前半、全国に占める割合は3%台後半である。収穫量は30万t台~40万t台で推移しているが、作況変動のため年による振れがかなり大きい。収穫量についてこの間岩手県が東北6県に占める割合は13%台、全国に占める割合は3%台である(大冷害となった93年産を除く)。

岩手県の水稲平均年収量は全国平均よりも高く、96年産では全国平均500kg(10a当たり)に対して岩手県は512kgである。しかし、同年の東北他県の平均年収量は、山形県583kg、青森県576kg、秋田県575kg、福島県512kg、宮城県508kgであり、東北の中では岩手県はむしろ低い方に属する³⁾。

表1 米の生産動向

単位: ha, t, kg/10a

年産	岩手県					東北6県			
	作付面積	収穫量	単収	平均年収量	作況指数	作付面積	収穫量	単収	作況指数
1985	82500	449600	545	498	109	572200	3301900	577	108
1986	81500	438500	538	503	107	566200	3160800	558	104
1987	75600	409800	542	506	107	528400	2980900	564	104
1988	74600	324500	435	510	85	521300	2404500	461	85
1989	74500	379200	509	510	100	523600	2803000	535	98
1990	74400	403200	542	510	106	521300	2946100	565	104
1991	74000	339700	459	512	90	519500	2582500	497	91
1992	76600	392200	512	512	100	533300	2904100	545	100
1993	78300	119000	152	512	30	544400	1653700	304	56
1994	79800	450100	564	512	110	556900	3236100	581	107
1995	76500	376400	492	512	96	537900	2805200	521	96
1996	70500	365900	519	512	101	502900	2806600	558	103
年産	全国					岩手県/東北		岩手県/全国	
	作付面積	収穫量	単収	平均年収量	作況指数	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
1985	2318000	11613000	501	481	104	14.4%	13.6%	3.6%	3.9%
1986	2280000	11592000	508	484	105	14.4%	13.9%	3.6%	3.8%
1987	2123000	10571000	498	487	102	14.3%	13.7%	3.6%	3.9%
1988	2087000	9888000	474	490	97	14.3%	13.5%	3.6%	3.3%
1989	2076000	10297000	496	492	101	14.2%	13.5%	3.6%	3.7%
1990	2055000	10643000	509	494	103	14.3%	13.7%	3.6%	3.8%
1991	2033000	9565000	470	497	95	14.2%	13.2%	3.6%	3.6%
1992	2092000	10546000	504	498	101	14.4%	13.5%	3.7%	3.7%
1993	2127000	7811000	367	499	74	14.4%	7.2%	3.7%	1.5%
1994	2200000	11961000	544	499	109	14.3%	13.9%	3.6%	3.8%
1995	2106000	10724000	509	499	102	14.2%	13.4%	3.6%	3.5%
1996	1967000	10328000	525	500	105	14.0%	13.0%	3.6%	3.5%

(出所) 農水省『作物統計』各年版、『日本農業新聞』1996年12月21日付、より作成。

3) 各県の数字は農林水産省『作物統計』1995年版による。なお、各県によって作付品種の構成が違いため、この数字を土地生産性を表すものとして単純に比較することはできない。

額：100万円
比率：%

表2 地域別に見た主な農産物の粗生産額状況（1994年）

順位	岩手県全体			北上川上流			北上川下流		
	農産物名	粗生産額	構成比	農産物名	粗生産額	構成比	農産物名	粗生産額	構成比
1	米	131,409	37.4	米	34,518	36.8	米	81,546	53.8
2	プロイラ	45,422	12.9	乳	11,224	12.0	肉用牛	12,681	8.4
3	肉用牛	25,618	7.3	肉用牛	5,875	6.3	豚	8,260	5.4
4	生乳	25,571	7.3	りんご	4,437	4.7	プロイラ	7,164	4.7
5	豚	19,963	5.7	プロイラ	4,370	4.7	生乳	6,301	4.2
順位	東 南 部			伊 閉 部			北 部		
	農産物名	粗生産額	構成比	農産物名	粗生産額	構成比	農産物名	粗生産額	構成比
1	米	6,728	27.8	乳	1,864	18.1	プロイラ	28,995	40.5
2	プロイラ	4,893	20.2	肉用牛	1,797	17.4	米	6,848	9.6
3	肉用牛	2,389	9.9	米	1,769	17.2	葉たばこ	6,559	9.2
4	生乳	1,883	7.8	豚	1,478	14.3	豚	4,480	6.3
5	豚	1,779	7.3	だいこん	532	5.2	生乳	4,299	6.0

(出所) 東北農政局岩手統計情報事務所『平成6年岩手県生産農業所得統計』より作成。

表3 地域別の水稲生産動向

県	1995年産			1996年産			単収	収穫量	作況指数	作付面積	単収	収穫量	作況指数	平年収量
	作付面積	単収	収穫量	作付面積	単収	収穫量								
計	76500 (100.0%)	492	376400	70500 (100.0%)	519	365900	519	365900	101	70500	519	365900	101	512
北上川上流	19600 (25.6%)	524	102700	18000 (25.5%)	549	98800	549	98800	102	18000	549	98800	102	538
北上川下流	46900 (61.3%)	487	227400	43300 (61.4%)	519	224700	519	224700	102	43300	496	19400	103	511
東 南 部	4300 (5.6%)	458	19700	3910 (5.5%)	419	19400	419	19400	98	3910	419	19400	98	481
下 閉 伊	1260 (1.6%)	422	5320	1180 (1.7%)	442	4940	442	4940	95	1180	442	4940	95	429
北 部	4440 (5.8%)	458	20300	4090 (5.8%)	442	18100	442	18100	95	4090	442	18100	95	467

(出所) 東北農政局岩手統計情報事務所『平成6年産農作物統計（耕地及び普通作物編）』

および同『農林水産統計速報8-17（生・流-7）』より作成。

単位：ha, kg/10 a, t

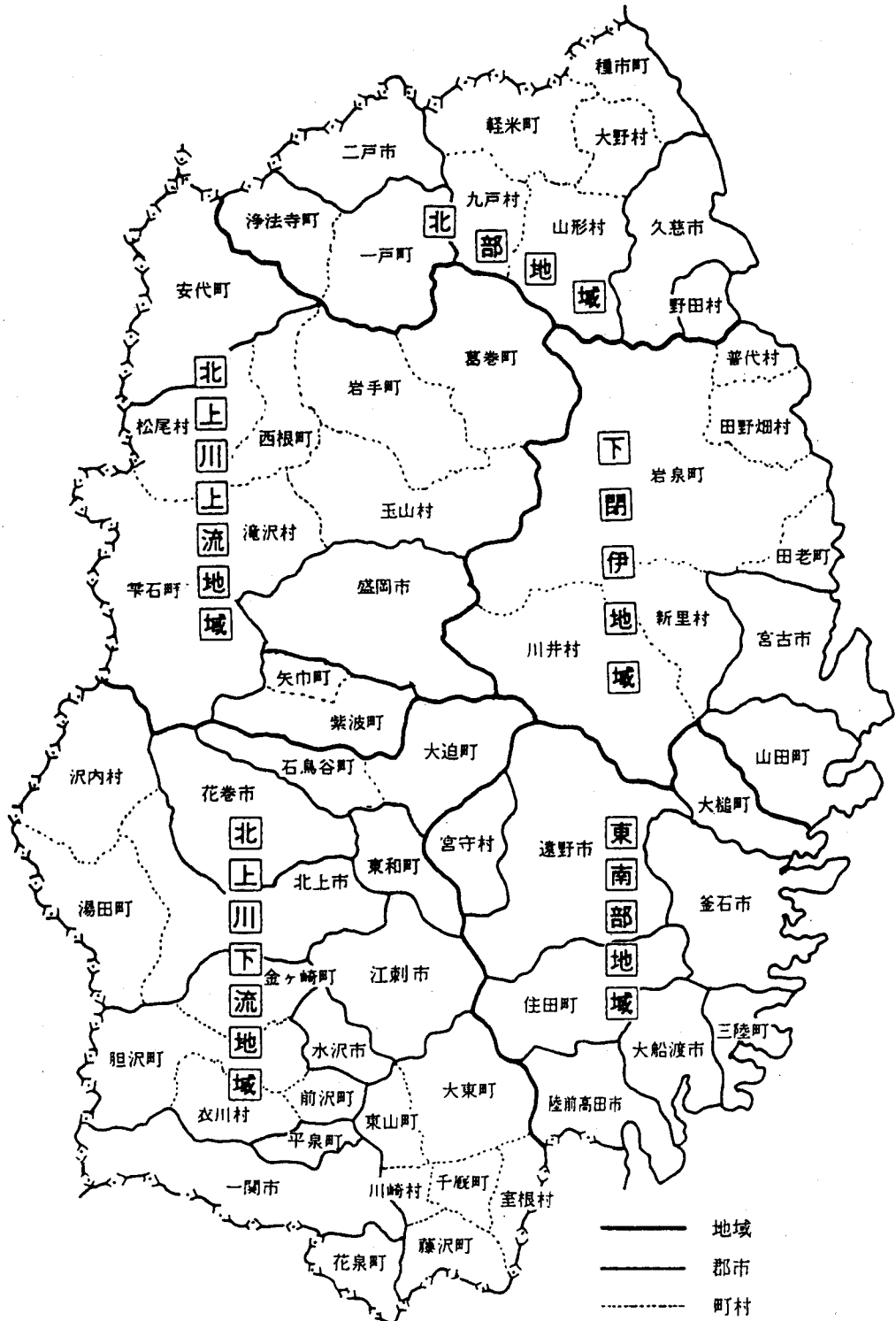


図1 岩手県の農業地域区分

(出所) 東北農政局岩手統計情報事務所『平成7年産農作物統計(耕地及び普通作物編)』参考図。

(2)岩手県農業における稲作の位置

県内農業における稲作の位置を農業粗生産額で把握すると(表2)、1994年の岩手県全体の農業粗生産額は3516億2200万円、このうち米は1314億900万円で37.4%を占め、個別農産物の中で第1位である。これは、同年東北全体において米が農業粗生産額に占める比率49.9%⁴⁾と比較すると若干低めであるが、岩手県においても稲作が農業の中心であることを示している。岩手県内は5つの農業地域に分けられるが(図1)、表2で各地域における米の位置を見ると、北上川上流では36.8%で第1位、北上川下流では53.8%で第1位、東南部では27.8%で第1位、下閉伊では17.2%で第3位、北部では9.6%で第2位であり、とくに北上川下流では農業粗生産額の過半を占める重要な作目となっている。

(3)稲作の地域別状況

県内の水稲生産の状況を地域別に見てみると(表3)、最も水稲作付面積の多い地域は北上川下流で、95年産4万6900ha、96年産4万3300haであり、これは県内の水稲作付面積全体の61%を占めている。これに続くのが北上川上流で26%(95年産1万9600ha、96年産1万8000ha)、以下、北部6%、東南部6%、下閉伊2%である。そして、北上川下流、北上川上流は平年収量・単収も高い。ちなみに、現在の主な作付品種は、北上川下流は「ひとめぼれ」と「ササニシキ」、北上川上流は「あきたこまち」である。

(4)農家の動向

県内の農家の動向を見ると(表4)、岩手県の米生産農家⁵⁾は85年には9万9482戸あったが、90年には9万4467戸、95年には8万8371戸と減少を続けている。同様に、米販売農家⁶⁾も85年の8万841戸から、90年7万3516戸、95年6万7969戸と減少している。95年の地域別状況を見ると、米生産農家戸数・米販売農家戸数とも北上川下流・北上川上流の両地域が多く、とくに北上川下流においては米販売農家に対する稲作単一経営農家の比率が71.2%と高い水準にあることが注目される。

ここで県内の経営耕地規模別農家数を見てみよう(表5)。この経営耕地

表4 米をめぐる岩手県内農家数の推移

単位：戸

		米生産農家	米販売農家	稲作単一 経営農家	(米販売農家に 対する割合)
1985年2月		99482	80841	46354	—
1990年2月		94467	73516	41668	(56.7%)
1995年2月		88371	67969	43737	(64.3%)
地域 別 状 況	北上川上流	18948	16153	9690	(60.0%)
	北上川下流	48297	40281	28675	(71.2%)
	東南部	8602	4825	2478	(51.4%)
	下閉伊	3286	1016	570	(56.1%)
	北部	9238	5694	2324	(40.8%)

(出所) 農林水産省『農業センサス』1985年版、90年版、95年版より作成。

注1) 「米生産農家」の数は総農家の中での数。

2) 「米販売農家」の数は、85年は総農家の中での、90年と95年は販売農家の中での数。

3) 「稲作単一経営農家」は、販売農家のうち米の販売金額が総販売金額の80%以上を占める農家。

4) 数字は東北農政局岩手統計情報事務所『平成6年岩手県生産農業所得統計』による。

5) ここでは、経営形態に関わりなく「米を生産した」農家すべてを含むものとして「米生産農家」という用語を使った。

6) 「米販売農家」という用語は、販売金額に関わりなく「米を販売した」農家すべて(90年と95年は販売農家の中での)を指すものとして使った。

表5 岩手県における経営耕地規模別農家数の推移

単位：戸，%

年産	総農家数	自給的農家	販売農家									
			計	0.3ha未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5~3.0	3.0~5.0	5.0ha以上
1985年2月	113920 (100.0)	15802 (13.9)	98118 (86.1)	565 (0.5)	15021 (13.2)	28551 (25.1)	19708 (17.3)	12765 (11.2)	7905 (6.9)	4866 (4.3)	6599 (5.8)	2138 (1.9)
1990年2月	107952 (100.0)	16519 (15.3)	91433 (84.7)	587 (0.5)	14310 (13.3)	26951 (25.0)	17841 (16.5)	11416 (10.6)	7256 (6.7)	4371 (4.0)	6322 (5.9)	2379 (2.2)
1995年2月	100271 (100.0)	16432 (16.4)	83839 (83.6)	517 (0.5)	13432 (13.4)	24645 (24.6)	16071 (16.0)	10183 (10.2)	6311 (6.3)	3937 (3.9)	5961 (5.9)	2782 (2.8)

(出所) 農林水産省『農業センサス』1985年版, 90年版, 95年版より作成。

表6 岩手県における米集荷の動向

単位：t, %

年産	生産量 ①	他用途 利用米 ②	③ (①-②)	売渡申込 限度数量 ④	政府管理米集荷量				合計 ⑤	農家保有 米等 ③-⑤	⑤/③	⑤/④
					自主流通米		超過米					
					政府米	超過米	超過米	超過米				
1985	449700	8877	440823	321300	208198 (60.5)	113101 (32.8)	23092 (6.7)	344391 (100.0)	96432	(78.1)	(107.2)	
1986	438500	8468	430032	318300	211381 (61.9)	107391 (31.5)	22583 (6.6)	341355 (100.0)	88777	(79.4)	(107.2)	
1987	409800	11752	398048	283297	177390 (58.1)	105903 (34.7)	22115 (7.2)	305408 (100.0)	92640	(76.7)	(107.8)	
1988	324500	11288	313212	275084	96558 (42.4)	125498 (55.1)	5817 (2.6)	227873 (100.0)	85439	(72.8)	(82.8)	
1989	379200	17466	361734	273925	75794 (29.2)	179903 (69.4)	3548 (1.4)	259244 (100.0)	102590	(71.7)	(94.6)	
1990	403200	18764	384436	274285	97454 (34.2)	184914 (64.9)	2407 (0.8)	284775 (100.0)	99761	(74.1)	(103.8)	
1991	339700	12470	327230	274754	33821 (15.8)	180293 (84.2)	62 (0.0)	214176 (100.0)	113054	(65.5)	(78.0)	
1992	392200	16668	375532	300561	77850 (30.3)	178512 (69.6)	200 (0.1)	256562 (100.0)	118970	(68.3)	(85.4)	
1993	119000	131	118869	283833	521 (1.0)	53799 (98.9)	85 (0.2)	54405 (100.0)	64464	(45.8)	(19.2)	
1994	450100	16285	433815	292861	99895 (32.6)	191609 (62.6)	14636 (4.8)	306140 (100.0)	127675	(70.6)	(104.5)	
1995	376400	10398	366002	279723	58712 (23.4)	191660 (76.6)	0 (0.0)	250372 (100.0)	115630	(68.4)	(89.5)	
1996	365900	6986	358914	245380	32704 (14.4)	173119 (76.3)	22190 (9.8)	227013 (100.0)	131901	(63.2)	(92.5)	

(出所) 岩手県『岩手県農業動向年報』各年版, 盛岡食糧事務所資料より作成。

注1) 新食糧法施行に伴い, 1996年産から「他用途利用米」は「新加工用米」へ、「売渡申込限度数量」は「計画出荷基準数量」へ、「政府管理米集荷量」は「計画出荷量」へ、「超過米」は「計画予定米」へ, それぞれ変更になった。

注2) 96年産の計画出荷基準数量(「売渡申込限度数量」の欄)には本来であれば新加工用米が含まれるが, ここでは94年産以前と整合性をとるため, 新加工用米を計画出荷基準数量から除いた。また, 新加工用米の出荷量は「他用途利用米」の欄に示した。

注3) 96年産の数字は, 96年12月10日現在における検査数量ベースの値である。

注4) 96年産の計画予定米(「超過米」の欄)は「等外・規格外」米5645tを含む。

には水田に加えて畑地が含まれるが、岩手県の耕地面積の約60%が水田であり、総農家数の90%近くが米生産農家であることからすると、これは稲作経営における動向をも概略において表していると考えられる。総農家数が減少する中、自給的農家は絶対数では小幅に増減しているが、総農家に占める比率は上昇している。一方、販売農家は絶対数も比率も減少している。それを規模別に見ると、0.5ha～3.0ha層は比率が減少し、0.3ha未満層と3.0～5.0ha層の比率は停滞しているが、いずれの階層も絶対数は減少している。5.0ha以上層だけは比率・絶対数とも増加しているが、総農家数に占める割合は95年で2.8%に留まっている⁷⁾。

3 食管制度下近年における岩手県産米をめぐる動向

(1)集荷をめぐる状況

食管制度下1980年代後半からの米国家管理弱・米流通「自由化」の進行は、岩手県産米をめぐる動向にも大きな変化をもたらした。

最初に、県内の米の集荷の動向を押さえておこう(表6)。まず、政府管理米集荷量の内訳である。従来岩手県は政府米地帯としての性格が強く、85年産・86年産では政府米が60%を超えており、自主流通米(以下「自主米」)は30%強しかなかった。しかし、その後、年による変動はありつつも、政府米は比率を下げ、自主米は比率を上げて、92年産および食管制度最終年の94年産では、政府米は30%強、自主米は60%強から70%近くとなり、政府米と自主米の比率が完全に逆転した(91年産・93年産は、凶作・大凶作のために自主米比率が極端に高くなっている)。この時期、自主流通奨励金の交付によって政策的に政府米から自主米へのシフトが行われたため、全国的に同様の傾向が見られたが(85年産政府米55%・自主米42%→94年産政府米30%・自主米70%)⁸⁾、岩手県では全国平均以上のテンポでこれが進み、政府米地帯からの脱却が図られてきたと言える。これは、米流通「自由化」という食管制度の変化に対応して、銘柄米産地としての確立を目指してきた県の行政・農協系統の戦略が反映したものである。

次に、予約限度数量に対する政府管理米集荷量の比率(⑤/④)である。この数字は作況にも影響を受けるが、87年産まで107%台であったものが、88年産以降、作況指数106の90年産と110の94年産を除いて100%を下回っている。そして、一方で農家保有米等の数量が増え、生産量(転作作物としての他用途利用米を除く)に対する政府管理米集荷量の比率(⑤/③)が低下傾向を見せている。この傾向は全国的にも見られるが⁹⁾、これは87年から政府米の売買価格差が順ぎやに転じたため、政府への米売渡の経済的インセンティブが急減し、銘柄米産地を中心に大量の米が自由米に流れたことによるものであろう。

以上、80年代後半以降岩手県内の米の集荷は、政府管理米における政府米から自主流通米へのシフト、そして、そもそもの政府管理米集荷量の低下という動向で推移してきたのである。

7) 全国(都府県)では1985年から95年にかけて、販売農家において0.5ha～2.0ha層、0.5ha未満層、例外規定層の構成比が低下している。構成比が上昇しているのは2.0ha以上の層であるが、そのうち実数で増えているのは4.0ha以上の層である；農林水産省統計情報部『1995年農業センサス結果概要』1995年、pp.10-11。

8) 数字は食糧庁『米麦データブック』1996年版による。

9) 同上『米麦データブック』1996年版による。ただし、全国的には予約限度数量に対する政府管理米集荷量の比率は87年産から一貫して100%を下回っている。

表7 米生産調整の動向

単位：ha

年度	岩手県				全 国			
	目標面積	割当率	実施面積	達成率	目標面積	割当率	実施面積	達成率
1985	16462	17%	16898	103%	574335	20%	592219	103%
1986	17222	18%	17692	103%	601348	21%	617583	103%
1987	23384	24%	24358	104%	772727	27%	791234	102%
1988	23833	25%	25285	106%	773559	27%	818809	106%
1989	23833	25%	25136	105%	775454	28%	815552	105%
1990	25611	26%	26432	103%	827421	29%	849257	103%
1991	25512	26%	26414	104%	825791	29%	851851	103%
1992	20751	22%	23238	112%	697853	25%	750500	108%
1993	20398	21%	21288	104%	673386	24%	713286	106%
1994	18664	19%	18987	102%	579439	21%	588125	101%
1995	21230	22%	21251	100%	659684	24%	663000	101%
1996	25616	28%	26014	102%	779631	29%	779829	100%
1997	25650				787000			

(出所) 東北農政局『東北農林水産統計』各年版、『日本農業新聞』1996年12月3日付・同12月21日付・1997年2月7日付、より作成。

- 注1) 割当率は、減反目標面積/(他用途利用米を除いた水稲作付面積+減反実施面積)による概算値。
 2) 96年度は97年2月6日までに農水省がとりまとめた見込み値。
 3) 96年度と97年度は、定着除外面積と加工用米換算面積を含めた水田宮農活性化対策ベースでの計算。

(2)生産調整の状況

岩手県の米の生産調整は全国と同様の推移をしている(表7)。すなわち、米在庫削減の政府方針により80年代後半以降91年度まで強化されるが、91年産の凶作で在庫が極端に減少したため、92年度から緩和される(しかし、93年産が大凶作だったために米不足が起り、米の緊急輸入に追い込まれた)。そして、緊急輸入米の大量売れ残りとして94年産の大豊作を受けて95年度から再強化されているのである。

岩手県の生産調整割当率は全国平均よりも低い、95年度の22%を東北他県と比較すると、政府米地帯である青森県(26%)よりは低い、優良銘柄米産地である宮城県(16%)、山形県(17%)よりはかなり高く¹⁰⁾、東北では中間的な位置にある。また、県内においては銘柄米産地である県南の平場地帯では割当率が20%以下となっている地域があるのに対し、北部の山間地帯では35%を超えるところもあり、地域による差が大きい¹¹⁾。

また注目すべきは、それまで100%を超えていた生産調整達成率が95年度に100%ジャストとなっていることである。92年度から94年度にかけての生産調整緩和による復田の動きの中で、岩手県では多くの地域・集落において転作団地化、ブロックローテーションなどの減反実施体制が崩れたが¹²⁾(このことが、92年には達成率112%であったものが生産調整の緩和にも関わらず、93年・94年とそのポイントを下げたものと考えられる。また、これは全国的にも見

10) 数字は表7と同様の方法で算出。

11) 東北農政局岩手統計情報事務所『岩手県農林水産年報1994~1995』および岩手県『平成7年度岩手県農業動向年報』より計算。

12) JA 岩手県農対本部『JA 岩手グループのRICE(ライス)戦略』1995年、pp. 5-6。

られる動向である), この下では大幅に増加した95年度の生産調整目標を達成することにはかなりの困難が伴ったということを指摘することができるだろう。

そして、96年度は新食糧制度の下、目標面積がさらに増加する中で生産調整が行われることになったのである(後述)。

(3)自主流通米価格の動きと作付品種への影響

上述のように、1980年代後半以降岩手県産米の集荷においても自主米比率が高まったが、これは県内の米生産が自主米価格の動向に影響される度合いが強まったことを意味する。岩手県産米の自主米取引価格の推移を見てみよう(表8)。89年産まではほとんどの取引が指定法人(全農・全集連)と卸売業者団体との年間一本の価格設定によって行われていたため¹³⁾、年による若干の変動はありつつも全農の売手独占の下で「ササニシキ」「あきたこまち」とも比較的安定的に推移していた。

しかし、90年10月に自主米市場(「自主流通米価格形成機構」, 新食糧制度の開始により「自主流通米価格形成センター」へ変更)が開設され、90年産米から各県の経済農協連合会(以下「経済連」)ごとに産地銘柄米の上場が行われると、全農の売手独占が崩れ、各経済連の間での産地間競争が激化し、農協系統の価格交渉力が低下した。また、取引価格は需給実勢を反映させることとされ、そのため価格変動幅も大きくなった(年間±5%~±7%)。そこでは、自主米市場へ上場される数量は各産地銘柄米の集荷量の25%であるが、自主米市場での入札取引価格が、経済連・全農と卸売業者間での残り75%の相対取引価

表8 岩手県産米の自主流通米入札取引価格の推移

単位：円/60kg

	岩手		
	ササニシキ	あきたこまち	ひとめぼれ
85年産	22946		
86年産	22903		
87年産	22443	20207	
88年産	22436	19890	
89年産	22922	20763	
90年産基準	22234	20138	
91年産基準	20777	20105	
92年産基準	21008	20777	21013
93年産基準	21168	21025	21696
94年産基準	21782	21954	22474
94年産第1回	21562	21225	22031
〃第2回	20761	20866	21354
〃第3回	20276	20433	20902
〃第4回	20275	20544	20920
〃第5回	20681	21337	21212
95年産基準	20900	21100	21550
95年産第2回	19593	19859	20132
〃第4回	19488	19799	20084
〃第5回	19438	19624	20045
〃第6回	19521	19627	20064
〃第7回	19583	19653	20045
〃第8回	19744	19644	20051
96年産基準	20000	20150	20550
〃第2回	19584	19599	19875
〃第4回	19604	19740	19940
〃第5回	18683	18757	19128
〃第6回	18617	18743	19115
94年産基準からの下落幅	▲3165	▲3211	▲3359

(出所) 食糧庁『米麦データブック』各年版, 食品産業新聞社『わかりやすい米のハンドブック』各年度版, 『日本農業新聞』などより作成。

注1) 東京市場における加重平均価格。

注2) 89年産までは全農建値。

13) 自主米価格の取引価格は86年産米から、指定法人と卸売業者団体との年間一本の価格設定(「基礎的流通部分」)に加えて、需給実勢を反映させた「変動的部分」による価格設定を行ったが、「変動的部分」は自主米全体の2割程度に留まっていたので、本稿では「基礎的部分」の価格のみを取り上げた。この2段階方式の価格設定をめぐる問題については、三島徳三『流通「自由化」と食糧制度』農山漁村文化協会、1988年、pp. 76-88、を参照のこと。

格にも適用されるため、入札取引価格が自主米全体に及ぶことになったのである¹⁴⁾。

ここで岩手県産米の自主米入札価格の動向を品種別に見ると、「ササニシキ」は90年産基準価格60kg当り2万2234円であったものが、その後の入札取引を通じて大きく値を下げ、91年産基準価格は前年の基準価格より1457円も低下した2万777円となった。その後、92年産基準価格・93年産基準価格(93年産は大凶作により途中で入札取引が停止)と若干値を戻して、93年産大凶作を受けた94年産基準価格では2万1782円となったが、それでも90年産基準価格の水準にまでは戻っていない。「あきたこまち」は90年産基準価格2万138円から91年産基準価格・92年産基準価格と値を下げたが、93年産基準価格は回復し、94年産基準価格は2万1954円となって90年産基準価格を上回るとともに「ササニシキ」の94年産基準価格を抜いた。92年産から自主米市場への上場が開始された「ひとめぼれ」は94年産基準では3品種のうちで最高の2万2474円となった。その後、岩手県産米の自主米入札価格は、概して「ひとめぼれ」→「あきたこまち」→「ササニシキ」の順で並ぶことになる。

このように品種による動向の違いはありつつも、94年産の入札取引が始まる前までは全体として価格の明確な低下傾向は見られなかったが、94年産第1回入札以降、3品種とも価格を大きく下げる(94年産第4回・第5回は端境期の手当のため卸が高値入札を行ったことにより、価格が若干上昇)。これは、先に触れた緊急輸入米の大量売れ残りと94年産の大豊作によって、米の需給が大幅に緩和したことが大きな要因である。しかし、生産調整が強化された95年産以降も、この傾向は新食糧制度の下で続くことになるのである(95年産・96年産の動向については後述)。

そして、県内の作付品種は、この入札価格とも大きく関連した動向を示している(表9)。すなわち、「ササニシキ」は80年代後半を通じてその作付比率を高め、90年産では44%にまでなったが、入札取引の開始によって同年産の入札取引価格が低下したことにより91年産以降その比率を下げ始める。その後、93年の大冷害で大打撃を受けたことにより、94年産以降、耐冷性が強い「ひとめぼれ」への転換が一挙に進み、95年の「ササニシキ」の作付比率は13%に

表9 岩手県における米の品種別作付比率の推移

単位：%

年産	1位		2位		3位		4位		5位	
	品種名	割合	品種名	割合	品種名	割合	品種名	割合	品種名	割合
1985	ササニシキ	29	コガネヒカリ	17	アキヒカリ	14	キヨニシキ	10	トヨニシキ	8
1986	ササニシキ	28	コガネヒカリ	25	アキヒカリ	18	トヨニシキ	5	ハヤニシキ	4
1987	ササニシキ	28	コガネヒカリ	25	アキヒカリ	18	キヨニシキ	7	たかねみのり	4
1988	ササニシキ	32	コガネヒカリ	19	アキヒカリ	17	あきたこまち	7	キヨニシキ	6
1989	ササニシキ	37	あきたこまち	16	コガネヒカリ	12	たかねみのり	9	アキヒカリ	8
1990	ササニシキ	44	あきたこまち	25	たかねみのり	12	コガネヒカリ	5	トヨニシキ	3
1991	ササニシキ	43	あきたこまち	33	たかねみのり	12	チヨホナミ	3	トヨニシキ	2
1992	ササニシキ	37	あきたこまち	33	たかねみのり	11	ひとめぼれ	9	トヨニシキ	3
1993	あきたこまち	33	ササニシキ	29	ひとめぼれ	20	たかねみのり	11	トヨニシキ	3
1994	ひとめぼれ	43	あきたこまち	27	ササニシキ	13	たかねみのり	10	コガネヒカリ	2
1995	ひとめぼれ	42	あきたこまち	26	ササニシキ	13	たかねみのり	7	かけはし	5
1996	ひとめぼれ	44	あきたこまち	27	ササニシキ	11	たかねみのり	8	ゆめさんさ	4

(出所) 食糧庁『米穀の品種別作付状況』各年版, 岩手県資料より作成。

14) 自主米入札取引の仕組みと、入札取引開始による米市場全体の構造変化については、河相一成編著『米市場再編と食糧制度』農林統計協会、1994年、を参照のこと。

まで下がったのである。「あきたこまち」は88年産で第4位へ登場して以降作付比率を上げ、91年産から93年産まで33%となるが、その後「ひとめぼれ」に食い込まれる形で比率を若干下げている。「ひとめぼれ」は耐冷性が強く、93年産の基準価格も堅調だったことから94年産で一挙に43%にまで増えるが、その後の県・経済連の方針により作付が抑制されている（後述）。このような「ササニシキ」の凋落と「ひとめぼれ」の躍進が近年の特徴と言える¹⁵⁾。

4 新食糧制度始動下の産地間競争対応

(1)新食糧制度と産地間競争

前節で見たように、1980年代後半以降自主米比率が増加する中で、90年10月に自主米市場が開設されたことは、全農の売り手独占を崩し、産地間競争を激化させたが、新食糧制度の開始はこれをいっそう助長することになった。

政府による米の全量管理を原則としていた食管制度と異なり、新食糧制度は政府の米管理を一部に限定し（「計画流通米」＝従来の政府管理米に相当く生産者の出荷段階では「計画出荷米」>）、政府管理外での米流通を認めた（「計画外流通米」<生産者の出荷段階では「計画外出荷米」、ただし、農林水産大臣への届出が必要>）。そして、計画流通米においては自主米を主流として（政府米は備蓄用に限定）、自主米入札取引の値幅制限を拡大するとともに（当面は年間±10%）、その流通を飛躍的に「自由化」した¹⁶⁾。

ここにおいて注目すべきは販売業者の動きである。新食糧制度下、米穀の販売業者制度は96年6月1日をもって従来の許可制から登録制へ変更になり、同時に卸・小売間の結び付きの廃止、営業範囲の拡大などが行われた。これによって卸・小売業者とも数が急増し¹⁷⁾、この下で、小売段階では販売競争の激化とその中で大手量販店の進出・シェア拡大、卸段階では大手量販店による卸の選別とその下での卸売業者間の販売競争の激化、といった動きが急速に進んでいる¹⁸⁾。また、以上は計画流通米に関してであるが、販売競争にはこれに計画外流通米をめぐる

15) 「ササニシキ」の凋落は90年の自主米入札取引開始以降東北全体で見られるものである。「ササニシキ」の作付がほとんどない青森県を除いて、90年産から95年産にかけての各県における作付比率は、秋田県22%→12%、宮城県87%→41%、山形県76%→19%、福島県18%→4%、となっている；食糧庁『米穀の品種別作付状況』各年版。なお、この点、河相一成・冬木勝仁・横山英信・小金沢孝昭『市場形成が宮城米の生産と流通に及ぼす影響について（中間報告）』宮城県農業協同組合中央会、1990年10月は、宮城「ササニシキ」について、宮城県内での「ササニシキ」の作付特化や「ササニシキ」の自主米比率の高さが持つ問題点、流通「自由化」の下での米穀販売業者の動向や産地間競争の分析などを基に、90年10月の入札取引開始以降宮城「ササニシキ」は凋落していくであろうことを指摘した。

16) 新食糧制度の概要と、食管制度と比較したその特徴については、拙稿「食糧管理制度の戦後的変遷」『解体する食糧自給政策』日本経済評論社、1996年、pp. 237-239、でまとめておいた。

17) 食糧庁の資料によれば、米小売業者の数は、全国では従前の店舗数9万3334（営業所、販売所、特定営業所の合計）から販売所総数17万5609（業者数は10万9994）へ1.88倍に増加しており、岩手県でも1036→2402（業者数1666）と2.3倍になっている。また、卸売業者については「県内卸」（本社が県内にあるもの）は従前の274から339へと1.24倍に増えたに過ぎないが、新たに認められた「他県卸」（本社所在地以外の都道府県での営業活動を行うもの）は延べ766となっており、これを考慮すると卸売業者数は4.0倍になったと捉えることができる（従来の「隣接県卸」は考慮していない）。岩手県では「県内卸」は3→3と変化していないが、「他県卸」は5となっている。

18) これについては、食糧問題研究所『食糧ジャーナル』（毎月発行）の1996年各月号の「今月の視点」欄に、他業種の米販売業参入の動きも含めて、代表的な事例が掲載されている。

動きが加わり、その状況をいっそうきびしいものとしている。

これらの動きは当然ながら産地にも影響を与えることになる。卸・小売段階での販売競争の激化は、産地に対して一面では差別化商品（新銘柄）の開発を求めているが、全体的には低価格を要求するものになっている¹⁹⁾。これに加えて、米の自給を前提としていた食糧制度と異なり、新食糧制度は94年12月に国会が批准したWTO協定（日本は2000年までの米の関税化猶予の代償として、95年37万9000精米t→2000年75万8000精米tのミニマム・アクセス分の米輸入を毎年行うことを義務づけられる）に対応して米の恒常的輸入を前提としているため、国産米は恒常的に輸入圧力を受け、これが価格低下に拍車をかけている。

ここで岩手県産米の動向を前掲表8で見ると、94年産に続いて95年産・96年産の入札価格も多少の上下はあるものの引き続き低下傾向を示しており、96年産第6回の価格を94年産基準価格と比較すると、60kg当り「ササニシキ」で3165円、「あきたこまち」で3211円、「ひとめぼれ」で3359円も下落していることがわかる。このような中で、販路確保と有利販売をめぐる岩手県内でも様々な動きが出ているのである。

なお、この価格低下を防ぐためとして、新食糧制度では従来以上に生産調整が重視されているが、これについては次節で触れることにしたい。

(2)県の対応

岩手県『平成8年用稲作指導指針』には、新食糧制度開始に対する県の方針が端的に示されている²⁰⁾。そこでは、新食糧法の施行による産地間競争の激化の下で「・・・本県が21世紀に向けて米主産県としての地位を確固たるものにして行くためには、需要動向に即した米を安定的に供給し、産地としての評価を高めることが重要であり、生産面においては、他県を上回る品質、食味の良い米の安定生産に努めるとともに、省力技術の導入による低コスト稲作を推進し、販売面においては、県産米のイメージアップを図るなど、生産から販売に至る諸対策を強力に展開して行くことが肝要である」として、①売れる米づくりの推進、②省力化による高生産性稲作の推進、③本県に適合する品種や省力技術の開発普及、④足腰の強い稲作経営体の育成、⑤産地間競争に打ち勝つ流通販売対策の推進、⑥売れる米づくりと有利販売を推進する体制の整備、という6つの基本方針が掲げられている。

とくに①では安定的な米生産を行うためとして、各品種の作付配置が地域別に示されている。そこでは96年産米について「ひとめぼれ」は北上川下流を中心に2万7000ha（県内作付比率37%）、「ササニシキ」は北上川下流を中心に8000ha（同11%）、「あきたこまち」は北上川上流・北上川下流・東南部を中心に1万6000ha（同23%）、初期生育や登熟温度の確保が優れている「かけはし」は北上川上流・下閉伊・北部を中心として6000ha（同8%）、「ひとめぼれ」や「ササニシキ」に比較して登熟温度の確保が容易な「ゆめさんさ」は北上川下流（平坦部）・北上川上流・東南部を中心に8000ha（同11%）、という作付目標が提起されるとともに、さらに各地域が複数の副次的地域に分けられ、それぞれについて標高による作付品種の区分が行われている。これは、後述の農協県連の方針とも対応したものである。

19) これは、1995年産以降の自主米入札取引において新たに認められた地区別上場で登場した新潟県や福島県の各地区の産地品種銘柄が、一時的には値を上げたものの、新潟魚沼「コシヒカリ」を除いて低下傾向に転じていることに典型的に現れていると言えよう（新潟魚沼「コシヒカリ」も96年産東京市場第6回入札では下落）。

20) 以下の、岩手県の方針に関する叙述は、岩手県『平成8年用稲作指導指針』1996年、pp. 4-19, pp. 35-38に基づく。

また、⑤では「ひとめぼれ」は良食味米産地としての評価を得る品種、「ゆめさんさ」は量販店に対する新商品、「かけはし」は値頃感があるため業務用米への参入を図る品種、として各品種の販売戦略上の役割分担が示されている。

(3)農協県連の対応

上述の「⑥売れる米づくりと有利販売」の具体化として、県・農協・関係機関の連携の下、生産対策の組織として「いわて純情米産地体質強化推進協議会」（事務局：県経済連）、流通販売対策の組織として「いわて純情米推進協議会」（事務局：県）が設けられていることからわかるように、農協県連の方針は基本的に県と共同歩調をとったものである。

新食糧制度への対応として岩手県の農協県連は「JA 岩手グループの RICE（ライス）戦略」で5つの柱を打ち出している。すなわち、①「生産対策」では「ひとめぼれ」「あきたこまち」「ササニシキ」の3本柱に「ゆめさんさ」「かけはし」を加え、適地適作を推進して、売れる米づくりへ計画的に誘導していくこと、②「生産調整対策」については後述することとして、③「集荷対策」では、計画出荷米の全量集荷を図るとともに、計画外出荷米についても一定のルールの下に取り扱うこと、④「販売対策」では、全国共販を基礎とした自主流通米の計画的・安定的販売対策に取り組むこと、価格安定と有利販売のために自主流通米価格形成センターへの上場は県域上場を基本としてJA 単独の直接上場は当面行わないこと、合併による大規模JAの誕生に向けてJAの米直接販売について別途検討を進めること、⑤「米価の安定をはかる民間備蓄、調整保管対策」では、生産者拠出による全国的な基金の構築に参加すること、が強調されているのである²¹⁾。

このような方針に基づき、県経済連は以下のような具体的対応をとっている²²⁾。

まず、作付品種についてである。「ひとめぼれ」はこの間急速に作付を伸ばしたが、県経済連としては作付面積が増えすぎたと判断しており、ロットの過剰による価格低下を避けるために作付を抑制する方向を考えている²³⁾。また、95年産まで「ひとめぼれ」は県内産一本の価格で地区別格差は設けられていなかったが、96年産の販売から県内を3地区に分け（表10）、A地区を基準として60kg当り特A地区+300円、B地区-300円の格差が設けられた（自主米市場へはA地区のみを上場）。優良銘柄米地帯である県南産の「ひとめぼれ」は従来から卸の評価が高く、県南の単位農協（以下「単協」）からは地区別格差を設けて欲しいという要望があったが、日本穀物検定協会の食味ランキングで県南産「ひとめぼれ」が94年産、95年産と2年連続で特Aになったことを契機としてこの地区区分が実現したものである²⁴⁾。新食糧制度の開始によって単協の独自販売が制度的に容易になる中で、経済連経由=系統共販を維持しつつ、県南の特A地区・A地区の単協の高価格販売の希望に対応するためには、この地区別格差設定は必然的なものだったと言えるだろう。「ササニシキ」は95年産までA、A'、Bの3地区に分けられていたが（自主米市場へはA地区のみを上場、A地区を基準として60kg当りA'地区-360円、B地区-790円）、96年産からこれがA、Bの2区分に改定、格差金額も360円に一本化された（表10）。これは、稲作技術の確立によって「ササニシキ」の品質の地域差が縮小したこと（そのため卸へはB地区のものが一番先に売れていた）、作付減少によるロットの縮小に

21) JA 岩手県農対本部『JA 岩手グループの RICE（ライス）戦略』1995年、pp. 4-14。

22) 岩手県経済連への聞き取りに基づく。

23) ただし、表9で96年産の「ひとめぼれ」の作付シェアを見ると44%となっていて、必ずしも県経済連の考えどおりに進んでいないようである。

24) 岩手県南産「ひとめぼれ」は96年産も特Aとなった。

よって細かい区分が不適当となったことによるものである。そして、このような対応をとりつつ、県経済連は首都圏を中心とした従来の重点卸を販売先の中心に据えることにしている。

集荷対策としては、6月初めに農家に対して出荷契約金として3000円/60kgを支払い、秋の出荷・検査終了段階で仮渡金を支払うことにしている。この仮渡金(出荷契約金分を含む)は自主米入札価格が低下傾向にあるため、政府米価格水準が考えられている。しか

し、この価格水準の低さは、農家の農協系統への出荷のインセンティブを弱めて系統外への流出を招くことにもつながりかねず、農協系統の集荷事業の不安材料になっている。

計画出荷米の以外の米の取扱については、当初から計画外として出荷される米と、計画予定米(従来の超過米)を対象とし、自主流通奨励金をカットした価格でJAが引き取ることにしている。ただし、計画出荷米の基本数量が従来の予約限度数量の水準で設定されているため、計画外出荷米の発生はあまり考慮されていない。

(4) 単協の対応

農協県連の方針の中で強調された自主流通米の系統共販においては、各単協で集荷した米は必ず県経済連を經由(そしてそのほとんどがさらに全国農業協同組合連合会(以下「全農」)を經由)する。そこでは、岩手県内の各単協の米は「岩手県産」として一括され、県経済連から(全農を經由して)卸売業者に販売される、という販売形態が基本となる。前出の「いわて純情米」は県経済連の系統共販米産地ブランドである。しかし、新食糧制度始動下の単協段階での対応には、系統共販の形態を保ちつつも単協独自の産地ブランドを前面に押し出したもの(「いわて純情米」)ではあるが、それに加えて単協としての独自の産地ブランドをアピールしたものや、単協独自の自主米販売が可能になったことを受けて系統共販から外れるような動きをするものも見られる。さらに、計画外流通米を重視する単協もある。これらは、産地間競争が都道府県レベルから地域レベルへと深化してきていることを示すものと言える。以下、県内の主だった動きを見ていきたい。

① A 農協(北上川下流域)²⁵⁾

表10 「ひとめぼれ」「ササニシキ」の地区区分の状況

ひとめぼれ

	特A地区	A地区	B地区
地区区分	江刺市 (旧伊手村, 梁川村, 米里村を除く)	江刺市(特A地区を除く) 水沢市, 一関市, 胆沢 郡, 西磐井郡および北上 市の旧稲瀬村, 福岡村	特A地区, A地区以 外の地域
価格差	+300円	基準	▲300円
構成比率	10.5%	46.2%	43.3%

ササニシキ

変更前	変更後	A地区(基準)	B地区(▲360円)
A地区		水沢市, 江刺市, 胆沢郡	
A'地区		一関市, 西磐井郡	東磐井郡
B地区			その他の地域
構成比率		49.7%	50.3%

(出所) 食糧問題研究所『食糧ジャーナル』1996年10月号, p63より。

25) A 農協の状況・方針については同農協からの聞き取りによる。

A 農協の 1995 年度の米販売額は 79 億 8000 万円で、同農協の農産物販売総額の 72% を占める。集荷における自主米比率は約 70% である。

同農協は、新食糧制度下でも米の出荷はすべて系統共販とし、単協としての直接販売は行わないという方針をとっている。同農協によれば、これは同農協の米販売量が岩手県全体の約 1 割を占めていて、同農協の対応が県全体に影響を与えるため、安易な動きはとれない、という理由による。ただし、同農協の米販売量のうち約 6 割が「ひとめぼれ」であるが、先述した 96 年産からの「ひとめぼれ」の地区区分において、県中南部に位置する同農協管内は B 地区とされた。これは、銘柄米としての評価が県南の特 A 地区、A 地区よりも低く、単協として直接販売を行うには多少インパクトに欠けることを意味する。同農協が系統共販を重視する背景にはこのような客観的状況があることも見ておかなければならない。

同農協では 96 年産から大手量販店へ A 農協地域限定米の供給を始めた。これは岩手県産米販売拡大のための県経済連の企画によるもので、販売形態は系統共販である。そこでは、地域限定米とされてはいるものの、「A 農協管内産」ではなく「岩手県産」が前面に押し出された販売がなされている。これは、米販売における A 農協の地位をまさに示したものと言えるだろう。

さて、系統共販の形態を保ちつつ、同農協では生協に対する特別表示米（「有機」「低（減）農薬」「無農薬」などの特別な栽培方法による自主流通米で、系統共販という流通形態をとる場合でも産地指定が基本になる）の拡大を販売戦略の重要な部分として位置づけている。同農協は今まで関東および四国の 2 つの生協との間で特別表示米による米の取引を行っていて、これは米販売額の約 2 割を占めているが、95 年から新たに関東の 1 生協とも提携を始めた。そして、この特別表示米重視の姿勢は生産対策にも反映されている。同農協では 95 年から新たに農協独自の土作り専用肥料を開発し、管内の農家に使用を奨励しているが、これは多くの農家にこの肥料を使用してもらい、有機・低農薬栽培が拡大すれば、特別表示米として扱ってくれる生協を増やせるといふ狙いに基づいている。ただし、有機・低農薬栽培が行える地域が限られているため、特別表示米の拡大には限度があるとのことである。

②B 農協（北上川下流域地域）²⁶⁾

B 農協の 1995 年度の米販売額は 62 億 8000 万円、これは同農協の農産物販売総額の 66% を占める。同農協は地理的に A 農協と非常に近いため、自主米比率、品種構成も A 農協と似た状況にある。「ひとめぼれ」の地区区分も B 地区に属する。

同農協では従来から県内の生協に対して特別表示米の販売を行っていて、これは同農協の米販売額の 3~4% を占めている。また、これ以外にも北海道・関東・沖縄の生協、および関東の小売店グループとも特別表示米による提携を行っているが、米販売額に占める割合は 1~2% とそれほど大きいものではない。しかし、同農協でも今後特別表示米の拡大を販売戦略の重点に据える意向である。

A 農協同様、B 農協の米販売の基本方針も系統共販である。B 農協によれば、これは、単協が直接販売をするにあたっては販売業者との結び付き、物流、代金決済などの問題に農協が単独で対応せねばならないが、現段階では同農協にはその力量がない、という理由によるものである。これに付け加えれば、同農協管内が県南のような優良銘柄米地帯ではないという、A 農協と同様の客観的状況がその背景にある。

26) B 農協の状況・方針については同農協からの聞き取りによる。

③C 農協（北上川上流地域）²⁷⁾

C 農協は県中北部に位置している。ここは1988年産まで集荷における自主米枠が全くなかったが、その後自主米枠の拡大に努力し、95年産では自主米比率を約70%にまで高めた。95年度の米販売額は23億6000万円で、同農協の農産物販売総額の42%を占める。作付品種は「あきたこまち」が主流で、60%強の比率である。

同農協は、食糧法廃止・新食糧法制定の動きをにらみ、販路確保のため92年から北海道の生協や大阪の卸売業者と特別表示米による米取引を開始し、95年からはこれに県内の生協との提携を加えた。同農協管内は冷涼な気候のため、除草剤の散布回数を他地域よりも少なくすることが可能であり、また、畜産が盛んな地域であることにより（農産物販売総額に占める畜産物の割合は28%）、有機肥料が確保しやすい条件にある。同農協ではこれを活かして「有機・低農薬栽培」をセールスポイントにした特別表示米による販路拡大を狙っている。

同農協は現在、自然乾燥方式のカントリーエレベーターの建設を行っており、特別表示米に自然乾燥という付加価値をさらに持たせる施設として利用する予定でいる。同農協は「有機・低農薬栽培」の打ち出しによって販路の確保は可能であると判断していて、一部を単協の直接販売とすることも考えているが、代金回収のリスクに対応する体制をとることが難しいため、当面はすべて系統共販とする方針である。ただし、カントリーエレベーターが完成した際には、少なくとも特別表示米については直接販売を行いたいとのことである。

④D 農協（北上川下流地域）²⁸⁾

県中南部のD農協は農産物販売総額の約60%を米が占めている。同農協は、従来から農協が特別栽培米（食糧事務所の承認を受けての生産者と消費者との直接取引で、食糧制度の下で限定的に認められていた。新食糧制度では計画外流通米として扱われる）に積極的に取り組んできたという経緯を持つ。

すなわち、1990年に同農協管内の1戸の農家が特別栽培米に取り組み始めたが、これを同農協が積極的に支援し、その後、同農協が管内の生産者と全国の消費者団体・生協・小売業者との仲介を行うことによって、特別栽培米を急速に拡大させていったのである。そこでは、生産者手取価格60kg当り2万円の確保を原則として農協が需要者側との価格契約に当り、また、農協が栽培基準を定めて（農協指定の有機質肥料の使用、省農薬、自然乾燥）、生産者への指導に当たっている。さらに消費者との交流事業についても農協が積極的に支援をしている。95年度において米販売農家約1600戸のうち特別栽培米生産農家は約200戸、農協の米販売量約6000tのうち特別栽培米は1割強の約750tである。作付品種は「ひとめぼれ」が約50%を占める。

新食糧制度への対応として同農協はこの特別栽培米（計画外流通米）をさらに拡大する意向である。これは、系統共販を否定はしないが、米価が全般的に下落傾向を示す中で、安定した販売先を確保して生産者手取価格を維持しなければ、農協としての存在価値がなくなる、という考えに基づく。それゆえ、同農協では特別栽培米（計画外流通米）を「こだわり米」として位置づけており、これ以外の米を自主流通米として系統共販に回す、としている。

⑤E 農協（北上川下流地域）²⁹⁾

27) C 農協の状況・方針については同農協からの聞き取りによる。

28) D 農協の状況・方針については同農協からの聞き取りによる。

29) E 農協の状況・方針については同農協からの聞き取りによる。

E 農協は県南の優良銘柄米地帯に位置し、「ササニシキ」A 地区、「ひとめぼれ」特 A 地区・A 地区の中心的地域である。E 農協の 1995 年度の米販売額は 60 億 6600 万円で同農協の農産物販売総額の 55% を占める。自主米比率が 99% という完全な自主米地域であり、作付品種は「ひとめぼれ」が約 80%、「ササニシキ」が約 15% である。同農協は従来の食管制度の時期から単協独自の産地ブランドを確立しており、系統共販の枠内ではあるが、単協の産地ブランドを前面に押しだし、卸から産地指定を受ける形で、東京、名古屋、大阪の 3 大都市圏を中心に販売を行ってきた。また、94 年産からは特別表示米の生産を開始するなど単協の独自性を重視する取り組みを進めてきた。

新食糧制度への対応として、同農協では 95 年産から「全域特別表示米栽培」を開始した³⁰⁾。これは自主米入札取引分を除く全量を特別表示米とするもので、そのために同農協は独自の土作り専用肥料を開発するとともに、特別表示米栽培暦を定めて、管内全域・全生産者に栽培技術を徹底させる取り組みを行っている。これは、新食糧制度開始による産地間競争激化の下、系統共販の形態を保ちつつも従来の路線をいっそう強化し、県内の他農協との区別をより明確にした販売戦略を打ち出したものであると言える。また、安定的な販売先の確保を目的として、ロットの分散を防ぐために取引卸の絞り込みを行っている。

優良銘柄米産地である同農協は従来から大手卸との結び付きが強いため、他農協とは異なって単協の直接販売にあたって販路の確保や代金回収に関わる問題などはほとんどない。しかし、同農協の販売額の 45% を占める米以外の農産物の相当部分を系統共販に頼っているため、米だけを系統共販から外すわけにはいかず、当面は系統共販の枠内で単協独自の産地ブランドを前面に押し出した米販売を行っていくとしている。

(5)小括

新食糧制度の開始に対応して農協県連は行政と共同歩調の下に様々な方針を打ち出したが、産地間競争が県レベルから地域レベルへと深化する中で、単協との関係においては系統共販をめぐる動きが一つの焦点になっている。

上で見たように、産地間競争に対応するために各単協でそれぞれの取り組みが行われているが、D 農協を例外として、現在のところ、一応は系統共販の形態を保った販売戦略がその中心となっている。これには、一つにはとくに非優良銘柄米地域において価格安定・有利販売にとっての系統共販の重要性が認識されていることがある。しかし、より注目しなければならないのは、C 農協に典型的に現れているように、現時点において単協単独では販売先の確保、販売業務の負担、代金回収のリスクへの対応などが難しい、という判断が全体として各単協にあるということである。E 農協も、米以外の農産物についてこの判断を行ったため、米についても系統共販に留まることとしたのである。しかし、一方では産地間競争激化の中、各単協には独自の販売戦略も求められている。多くの単協が特別表示米の拡大を販売戦略の中心に据えているのは、「系統共販の必要性」と「独自の販売戦略の必要性」という 2 つの命題を両立させる必要がある、現時点における各単協をとりまく状況を象徴しているものと言える。しかし、C 農協が将来的に特別表示米を直接販売とする考えを持っていることに現れているように、この動きは今後系統共販を揺るがす方向で進行していくことが予想されるのである。

なお、米の販売をめぐる動向については、各単協の動きに加えて、生産者による計画外出荷

30)「全域特別表示米栽培」は、E 農協と地理的に非常に近い F 農協においても 1995 年産から開始されている。

米の直接販売の動きも見ておかなければならないが、ここでは、高速道路のサービスエリアでの販売、アイガモ農法による有機・低農薬栽培米の直売所での販売などの動きが岩手県内でも出てきていることを指摘するに留めたい。しかし、前掲表6で、新食糧制度下95年産・96年産の計画出荷基準数量に対する計画出荷量(⑤/④)がどちらも90%前後となっていて計画外出荷への流出が続いていることからわかるように、計画外出荷米をめぐっては今後も様々な動きが出てくると考えられるのであって、その中で、生産者による計画外出荷米(農林水産大臣への届出を行っていないものを含む)の直接販売の動きは、農協系統の集荷・販売をめぐる今後の動向に大きな影響を与えることになる。

5 新食糧制度始動下の生産調整問題

(1)新食糧制度下の生産調整と行政・農協系統の方針

従来の食糧管理制度の下では「米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ」定められる政府米の政府買入価格は決定原理としては自主米価格と切り放されており、仮に自主米価格が政府買入価格を下回った場合には生産者は政府米として売り渡すことができるため、政府米は生産者手取価格の下支え機能を有していた。しかし、新食糧制度下で政府米は先述のように備蓄用に限定されたのみならず、その政府買入価格は「米穀の再生産を確保することを旨として」という文言はあるものの自主米価格を反映させて決定されることとされたのである。これは政府米が生産者手取価格の下支えという機能をほぼ喪失したことを意味する。これによって、米の過剰基調の下では米の生産者手取価格は、自主米入札取引の値幅制限が拡大されたこととも相俟って、大きな幅で下落し続けることとなった³¹⁾。

これに対して農林水産省・全国農業協同組合中央会(以下「全中」)は、生産過剰による生産者手取価格の下落を防止するための施策の中軸として生産調整を位置づけた。これを受けて岩手県においても、県・農協県連とも生産調整の重要性を指摘し、両者一体となった積極的な取り組みを提起した。

農協県連では前出『JA 岩手グループの RICE (ライス) 戦略』において「生産調整対策」という項目を設け、全生産者参加による生産調整の実施を強調し、具体的な推進方法として、1996年度からの新たな生産調整政策＝「新生産調整推進対策」の柱である全生産者参加の「減反『とも補償』事業」³²⁾への取り組み、生産調整面積の地域間調整を行うための岩手県独自の「水田利用調整センター」の設立、農協系統独自の対策としての生産調整未実施者対策、などを打ち出した³³⁾。一方、県も「水田利用調整センター」に関わるとともに、前出『平成8年度稲作指導指針』において「減反『とも補償』事業」の推進を強調している³⁴⁾。

とくに、96年度は新食糧制度の下で最初の生産調整となるが、94年産109、95年産102という全国の作況、それに95年からのミニマム・アクセス米輸入開始によって米需給が大幅に緩

31) 前掲拙稿「食糧管理制度の戦後的変遷」pp. 238-239。

32) 生産調整に関して1996年度から開始されたこの新しい事業は一般的にはただ「とも補償事業」とだけ呼ばれている。しかし、後に見るように従来からも他用途利用米などに関わって「とも補償」が行われていたところも多い。したがって、両者の混同を避けるために、本稿では新生産調整推進対策で位置づけられた「とも補償」の事業を、「減反『とも補償』事業」と呼ぶことにする。

33) 前出『JA 岩手グループの RICE (ライス) 戦略』pp. 5-6。

34) 前出『平成8年用稲作指導指針』pp. 215-216。

和する中、96年度の生産調整目標面積が全国では前年度の65万9684haから77万9631haへ、岩手県でも2万1230haから2万5616haへ大幅に引き上げられたこともあり（水田営農活性化ベース、表7参照）、目標達成のために強力な取り組みが必要とされたのである。

以下、このような取り組みがどのように行われたかを見ていこう。

(2)「減反『とも補償』事業」の動向

新生産調整推進対策では、「減反『とも補償』事業」が生産調整推進の重要な柱に位置づけられた。従来の生産調整政策である「水田営農活性化対策」では、地域の稲作農家の2/3以上の生産調整参加により、「地域営農推進助成」として実転作に対して1万円/10aの助成金が交付されていたが、新生産調整推進対策ではこれに代えて新たに「地域調整推進助成」を設けた。これは「減反『とも補償』事業」を行う計画区域を設定し、実転作に対してその区域の稲作農家の3/4以上の生産調整参加で2万円/10a、2/3以上の参加で1万2000円/10a、調整水田に対して1万2000円/10aの交付を行うとしたものである（当該区域で生産調整目標が達成されていることが条件）。この「減反『とも補償』事業」は単に交付金額の増加だけではなく、県内各地の生産調整の実施方法を大きく変化させることになった³⁵⁾。例として前出のA農協管内の動向を取り上げよう³⁶⁾。

A農協管内では従来から「とも補償」事業を行っていたが、これは他用途利用米（転作物として扱われ、価格は主食用の5割程度）割当農家への差損補填を目的とするものであり（農家拠出金は水田経営面積に対して94年度1600円/10a、95年度1800円/10a）、生産調整のすべてに関わるものではなかった³⁷⁾。農家拠出金による基金造成は「地域営農推進助成」を得るための条件であったが（造成基金が助成金を上回ることが必要）、「地域営農推進助成」の使途は、良質米生産拡大・高収益作物誘導・団地形成などに関わるものであって、生産調整面積そのものに対する支出ではなかったのである。

しかし、96年度には、この他用途利用米（新食糧制度開始で「新加工用米」として自主流通米扱いとなり、転作物から外される）の「とも補償」事業に加えて、別途「新生産調整推進対策」に基づく「減反『とも補償』事業」が設定され、強力に押し進められた。そこでは新加工用米「とも補償」への拠出（1300円/10a）³⁸⁾とは別に、「地域営農推進助成」を得るために（生産者造成基金が助成金を上回ることが必要条件）、経営面積に対して3500円/10aの農家拠出金が新たに設定されたのである。

そして、この拠出金と「地域調整推進助成」（稲作農家3/4以上参加の2万円/10a）を基金と

35) もちろん、すべての地域で生産調整の方法が変わったわけではない。前出のE農協では、従来から他用途利用米に関する「とも補償」とともに、実転作については「減反『とも補償』事業」と同様の方法がとられており（農家拠出金と「地域営農推進助成」によって基金を設け、そこから実転作面積に対して交付金を支給する）、また農家の割当面積に対する実施面積の過不足については調整金の支払・受取による調整も行われていた。「新生産調整政策」開始後もこの方式は引き継がれている。しかし、岩手県内を全体的に見ると「新生産調整政策」によって生産調整の方法が変化したところはかなりある。

36) 以下の叙述は、A農協への聞き取り、A農協資料による。

37) 生産調整実施面積の過不足については、未達成農家からは未達成分について3万円/10aの徴収、超過達成農家へは超過達成成分について1万5000円/10aの給付が行われていた。

38) 当初新加工用米の「とも補償」は、当初計画出荷米の精算段階で出荷量に応じてその拠出金額をプール計算をすることになっていたが、農協を通さない計画外出荷米がその対象外となるため、各農家に対する公平さを欠くということになり、別途に拠出体制をとることになった。

して、生産調整面積に対して、実転作には基本額3万円/10a、調整水田には1万4000円が支出された³⁹⁾。つまり、「地域調整推進助成」は従来の「地域営農推進助成」とは異なって基本的に生産調整面積そのものに対する助成となり、それは「減反『とも補償』事業」への参加によってのみ受けられるものになったのである⁴⁰⁾。そして、このような施策によって、A農協管内の96年度の実績は目標面積が前年度の1493haから1680haへと12.5%も増加したにも関わらず目標をほぼ達成したのである。

「減反『とも補償』事業」は、稲作農家参加率と助成額とをリンクさせることによって、地域の農家に対して減反参加への圧力を強め、農家抛出金の高水準設定(=生産調整未実施・未達成の場合の経済的損失という牽制)と、農家抛出金を上回る補助金支出(=生産調整実施の際の経済的メリットというインセンティブ)によって生産調整を推進するという性格を持つものと言えるが、このA農協管内の事例は、まさにこれを典型的に示したものである。

(3)「水田利用調整センター」の取り組み

1996年度から岩手県独自の生産調整システムとして「水田利用調整センター」が業務を開始した。これは、生産調整面積を地域間(市町村間、あるいは農協管内間)で調整することによって岩手県全体として割当面積の100%達成を行うことを目的とするもので、県・市町村・系統農協・一次出荷業者で構成され、事務局は県農協中央会に置かれている。

しかしながら、96年度においては生産調整面積そのものの地域間調整は行われなかった。これは、他地域に生産調整の肩代りを頼みたいという地域はいくつかあったものの、その分の引き受けを了承した地域がなかったためである⁴¹⁾。そのため、他地域への委託を申し出た地域も、地域内での目標達成を強いられることになった。

ただし、新加工用米についての地域間調整が行われ、県南を中心とする6地域が新加工用米枠を減少させ、県北の5地域と全中がそれを引き受けた(表11、全中の引受分は都道府県間調整)。これは、県南地域が生産調整目標を超過達成して新加工用米枠を余らせたため、目標達成が困難と見込まれる県北地域にその枠を回したものであり(県北地域の未達成面積分の米を新加工用米として扱う)⁴²⁾、実質的に県南地域が県北地域の生産調整を肩代りしたものであると言えよう。新食糧制度で新加工用米は転作作物としては扱われなくなったが、以上見たように、新加工用米の地域間調整は、生産調整面積の地域間調整の一形態として捉えることができるものである。

しかし、その地域間調整の数量はうるち米311t、もち米25tの計336tであり、96年度の岩手

39) なお、この「減反『とも補償』事業」の実施にあたっては、A農協管内では2つの独自の取り組みが行われた。1つは、A市が3800万円、A農協が3800万円の拠出を行ったことである。これは、「地域調整推進助成」を受けるには「減反『とも補償』事業」計画区域の農業者等の基金造成額が「地域調整推進助成」の額を下回らないこととされていることと関連して、とくに3/4以上参加の2万円/10aの助成を受けようとする農家の拠出金額が大きくなるため、農家負担を減らすために市と農協が行ったものである(10a当たり約1000円の負担減)。もう1つは、定着転作の従来どおりの扱いである。新生産調整推進対策では定着転作面積は生産調整の対象から外されたが、A市・A農協では定着転作を行っている農家の反発を避けるため、従来どおり生産調整対象として扱った。この定着転作面積は「地域調整推進助成」の対象とはならないのであって、その意味では上で見たA市・A農協の拠出金はこれをカバーする役割も持っているといえることができる。

40) なお、減反実施面積の農家間の過不足について、1996年度は未達成農家から未達成分について2万円/10aの徴収、超過達成農家へは超過達成分について2万円/10aの給付が行われた。

41) 「水田利用調整センター」への聞き取りによる。

42) 同上。なお、地域間調整に伴う金銭的調整はなかった。

県の反収 519kgで単純に割ると約 65 ha となるが、これは 96 年度の岩手県の生産調整目標面積（水田営農活性化ベース）2 万 5616ha のわずか 0.3% という微々たるものに過ぎない。

(4)生産調整未実施者対策

農協県連は、生産調整未実施者を生産調整による価格安定のフリーライダーとして捉え、実施者と未実施者を同等に扱うことは生産調整に悪影響を与えるとして、未実施者に対して、翌年度生産調整面積の自主加算、補助事業採択・認定農業者登録におけるペナルティ（行政と一体の取り組み）、「とも補償」金額の上乗せ格差、また、計画外出荷米の一部取扱拒否、などを行うとしている⁴³⁾。

しかし、計画外出荷米をも巻き込んだ集荷競争の中、生産調整未実施者へ上述のようなペナルティを課す

ならば、彼らの米を農協以外の出荷業者へ流出させることになりかねない。そのため、先に取り上げたいいくつかの単協を含め、強い取り組みは行えていないようである。

(5)小括

以上のような「減反『とも補償』事業」を軸とした取り組みによって、96 年度の岩手県の減反達成率は 102%（表 7、水田営農活性化対策ベース）となった。これは、生産調整が強化されたにも関わらず 95 年度よりも 2 ポイント高いものであり、各地域で生産調整目標達成への取り組みが強力に行われたことを示すものと言えるだろう⁴⁴⁾。しかし、上で見たように、生産調整面積の地域間調整において引き受けを承諾した地域がなかったということは、どの地域でも目標面積の増加の中、目標達成にかなりの困難があることを示している。また、集荷競争の激化は、生産調整未実施者に対するペナルティの実施を困難にしていることも上述のとおりである。

しかし、生産調整未実施者に対して方針どおりの対応がとれないことについては、生産調整実施者の間に、価格下落防止対策のフリーライダーを放置するものという不満が高まっており、また、ミニマム・アクセス米を受け入れながらの生産調整強化に対して生産者の中に反発があることも多々報道されている。さらに注目すべきは、生産調整の実施にも関わらず、前述したように 96 年産の自主米価格が下がり続けていることである。すなわち、現在進行している

表 11 新加工用米の地域間調整の状況

出し手		受け手	
JA 名	数量	JA 名	数量
a	うるち 159,300kg	f	うるち 83,400kg
		g	うるち 53,100kg
		h	うるち 22,800kg
b	もち 25,320kg	i	もち 10,200kg
		JA 全中	もち 15,120kg
c	うるち 30,540kg	g	うるち 15,600kg
		j	うるち 14,940kg
d	うるち 13,860kg	j	うるち 13,860kg
e	うるち 106,500kg	g	うるち 27,300kg
		i	うるち 23,030kg
		JA 全中	うるち 56,170kg
d	うるち 720kg	i	うるち 720kg
合計	うるち 310,920kg		うるち 310,920kg
	もち 25,320kg		もち 25,320kg

（出所）「水田利用調整センター」資料。

43) 前出『JA 岩手グループの RICE（ライス）戦略』p6, p16。

44) 全国的に見ると達成率は 100% であるが（表 7）、12 府県は未達成となった。

状況は、新食糧制度と全生産者参加型生産調整との政策論理的整合性、生産調整の価格下落防止対策としての有効性に疑問を投げかけるものとなっているのである。

このような中、前出のD農協の所在地であるD町では、98年度から町による生産調整面積の割当をやめ、生産調整への参加は農家の自主的な判断に任せることとした。これは、D農協が産地間競争対応として計画外流通米に積極的に取り組んできたことも密接に関連しており、産地間競争の激化と全生産者参加型の生産調整との矛盾が次第に拡大していることを示している。

これらの点を考慮すると、今後の生産調整の実施にあたっては従来以上に困難な状況が待ち受けていると言える。

6 むすびにかえて

以上、新食糧制度開始後の岩手県下の動向を、産地間競争と生産調整という2点を中心に分析してきた。それらの特徴についてはそれぞれ先に小括としてまとめておいたのでここでは繰り返さないが、全体として指摘できることは、新食糧制度に対応して県・農協県連が打ち出した「系統共販」「全生産者参加による生産調整の実施」という方針に対して、現実の動向は産地間競争の激化の中でその方針とは反対の方向で進行しつつある、ということである。この動きは、新食糧制度が開始されてから1年余りしか経過していないこともあって、一部には注目すべきものが見られるものの、岩手県を全体的に見るとまだドラスチックには現れていない。しかし、系統共販の枠内ではあるが単協の独自性が前面に出されている特別表示米が多くの単協で重視されていること、生産調整に当たって地域間調整および生産調整未実施者対策が活発に行えていないこと、などはその端緒として捉えられよう。

2000年までのミニマム・アクセス米の漸次的増加という状況を考えると、当面国内の米需給は大幅な緩和基調で推移すると見られる。この下では、自主米入札価格の低下傾向と産地間競争のいっそうの激化によって、系統共販体制が今後さらに揺らぐとともに、生産調整拡大の圧力が強まる一方で、その実施にあたっての困難はいっそう強まるものと思われる。とくに、系統共販について言えば、前出の「JA岩手グループのRICE（ライス）戦略」の中で「合併による大規模JAの誕生に向けてJAの米直接販売について別途検討を進めること」が挙げられているが、現在全国的な流れを受けて岩手県でも単協の大型合併、系統2段階制移行の取り組みが強まっており、この方針の具体化が迫られる時期も近いと思われる。しかし、これは「RICE戦略」の中で当面行わないとしているJA単独の自主米市場への直接上場へと必然的に連なるものであり⁴⁵⁾、県経済連による系統共販体制を大きく崩し、産地間競争の基本単位を県レベルから県内各地域の大型合併農協レベルへと確実に下げていくであろう。

このような状況に置かれている岩手県下の各米産地の今後の動向は、1つには農家の規模拡大（生産費削減）の進行状況と関わっていると言える。しかし、先に見たように総農家数が減少する中唯一実数で増えている5.0ha以上層は未だ全体の2.8%に留まっており、また、その米売渡数量は岩手県全体の9.7%にしか過ぎないのであるから⁴⁶⁾、この層が米生産の中核を担うま

45) 県南の単協の中にはすでに単独上場に向けた検討を行っているところがある。

46) 数字は盛岡食糧事務所の資料より計算。

では程遠い状況にある⁴⁷⁾。このような下で自主米入札価格の低下が続くならば、それは多くの農家ででの米生産の縮小・中止を招き、食糧自給率42%（1995年）まで落ち込んだ日本の食糧自給率をさらに低下させることになろう。さらに2000年のWTOにおける日本の米についての関税化交渉の帰趨によっては、関税化の下で産地間競争が完全に国際化し、5.0ha以上層による米生産さえ存在が危ぶまれる状況も発生しないとは断言できない。

岩手県および日本の米・農業の今後のあり方をどう考えるか。そのための制度的枠組みをどう整備していくか。新食糧制度開始後の岩手県下の動向は、そのことを問いかけていると言えよう。

（1997年3月10日受理）

47) 農林水産省が1992年6月に発表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）では、2000年までに全国で経営規模10～20haの稲作中心の単一経営体を5万、稲作と集約作物等の経営規模5～10haの複合経営体を10万作るとしているが、1995年2月の時点では経営規模10ha以上の農家は販売農家総数の0.2%の5000戸（対90年比+2000戸）、5ha以上を合わせても1.1%の3万5000戸（対90年比+9000戸）という数字に留まっている；前出『1995年農業センサス結果概要』1995年、p11。また、全国の5ha以上層の米売渡数量は、94年産米で14.0%である；食糧庁『食糧統計年報』1994年版。